

「第10次徳島県交通安全計画（案）」について

1 計画策定の趣旨

徳島県交通安全対策会議においては、交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、平成23年に策定した「第9次交通安全計画」に基づき、県内の陸上交通安全対策を総合的に実施してきたところである。このたび、計画期間の終期を迎えることから、現計画の成果や社会環境の変化を踏まえて、更なる施策の推進を図るため、「第10次徳島県交通安全計画」を策定する。

2 徳島県の現状

- ・第9次計画期間最終の平成27年の交通事故死者数は全国最少の27人（計画期間平均は37.6人）
- ・死者数に占める高齢者の割合の計画期間平均は徳島県64%、全国52%
- ・障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の一部施行
- ・自転車の安全で適正な利用に関する条例を提案予定

3 計画の基本理念

①交通事故のない社会を目指す

※自転車の交通事故死者数「ゼロ」を目指す【新規】

②人優先の交通安全思想

※高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に配慮する「人優先」の交通安全を推進（特に、バックブザーや車両接近通報装置の吹鳴の義務化【新規】）

③情報通信技術（ICT）の活用

④救助・救急活動及び被害者支援の充実

⑤参加・協働型の交通安全活動の推進

⑥効果的・効率的な対策の実施

⑦公共交通機関等における一層の安全の確保

4 対策の概要

(1) 道路交通の安全

①目標 平成32年までに死者数を20人台前半を目指す

②主な施策

- ・ 道路交通環境の整備
障がい者や高齢者等に配慮した人優先の歩行空間の整備等
- ・ 交通安全思想の普及徹底
高校生や高齢者を対象とした自転車のマナーアップの推進等
- ・ 安全運転の確保
自転車乗車の際のヘルメットの着用推進等
- ・ 車両の安全性の確保
バックブザーの義務化や自転車の点検整備の促進等
- ・ 道路交通秩序の維持
悪質、危険、迷惑性の高い違反に指向した交通指導取締りの実施等
- ・ 救助、救急活動の充実
救助、救急体制及び救急医療体制の整備等
- ・ 被害者支援の充実と推進
自転車保険の加入促進や損害賠償保障制度の充実等

(2) 鉄道交通の安全

①目標 乗客及び運転事故死者数ゼロを継続

②主な施策

- ・ 鉄道交通環境の整備
- ・ 鉄道の安全な運行の確保
- ・ 鉄道車両の安全性の確保
- ・ 鉄道事故等の原因究明と再発防止 など

(3) 踏切道における交通の安全

①目標 踏切事故件数をゼロを目指す

②主な施策

- ・ 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備促進
- ・ 踏切道の統廃合の促進 など

5 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

6 今後のスケジュール

2月中旬から3月中旬かけて実施するパブリックコメントを経て、交通安全対策会議において計画策定